

第11次船員災害防止基本計画の概要

第11次船員災害防止基本計画は平成30年度から平成34年度までの5年間とする。

計画の目標

第10次基本計画期間（平成25年度～平成29年度）の平均値から、第11次基本計画期間の平均値を次のとおり減少させるものとする。

死傷災害

- 貨物船等 : 14%減
- 漁 船 : 11%減
- 全 体 : 16%減

疾病

- 貨物船等 : 14%減
- 漁 船 : 11%減
- 全 体 : 13%減



船員災害による死亡・行方不明について発生人数を2割減少させるものとする。

船員災害の防止対策

適切な指導監督及び支援を行う。



支援

<船員災害防止協会の取組>

船舶所有者の自主的な安全衛生活動等について適切な支援を行う。

支援

<船舶所有者の取組>

総合的・計画的な船員災害の防止対策を講ずる。

協力

<船員の取組>

作業方法の確認、健康管理等の災害疾病対策として安全衛生活動を推進する。

実施主体別の取組体制

①作業時を中心とした死傷災害防止対策

船舶所有者は作業環境の改善等を、船員は作業時の安全確認の遵守等を行う。

②海中転落・海難による死亡災害防止対策

救命胴衣の確実な着用等に努める。

③漁船における死傷災害対策

荒天時の作業中止等、安全な操業に努める。

④年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病防止対策

高齢化による心身機能の変化等を踏まえた作業環境とする。

⑤生活習慣病等の疾病防止対策

疾病の予防対策の実施や、健康意識の向上を図る。

⑥パワーハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保

社内相談窓口の設置、船内安全衛生委員会の活用。講習会への参加を図る。

⑦その他の安全衛生対策

外国人船員への対策を図るほか、船内の安全衛生に関する取組の推進を図る。

主要な対策の推進